

近代農村における経済主体形成の特質

— 真島村産業組合再編過程の考察をつうじて —

福田はぎの

はじめに

一般に、後進国における急速な資本主義育成過程では、農業・農民が国家的利害の従属変数と化す傾向が強く現れる。この傾向の具体的内容は、その国が、どのような国際環境への適応として資本主義化を必須の国家的課題とせざるをえないかという、遭遇した世界史展開の時期、とくに国際的レベルでの資本主義発展段階に規定される。事実、日本の経験では、帝国主義段階にあった欧米列強の資本主義への適応を強いられることにより、農村は経済的には、商工業の急速な産業革命期への移行に対し、地主的土地所有を媒介とした資金・労働力・食糧の供給源と化し、困窮度ではかえって旧態以下の小規模零細な小生産者滞留地域となつたうえ、政治的には近代天皇制国家秩序を支える兵力供給ならびに皇国精神涵養の社会基盤となつた。そして大都市商工業の発展とは対照的に、農村は日本資

本主義が生み出すネガ領域としての位置を鮮明化させていった。しかし、こうした概観は、近代日本農業・農村に対する基本的な理解枠組みを提供するとはいへ、大正中期以降の新たな変化を捉える視座（現代化）を切り開くには不十分さを免れない。端的には、ネガ領域的把握は近代農村の対資本主義的構造を照射する一方法ではあるが、それが強調されるほどかえって、その構造下で動き出す新たな芽は無視されることになるからである。

産業革命初期、日清戦後の農村・農民に向け資本主義対抗策として農政レベルから蒔かれた新たな種として、日本最初の協同組合制度である産業組合法（一九〇〇年施行）がある。その自生的・民衆的萌芽は存在していたが、社会的には希薄であった。同法には「政府の手によっていきなり立法化され」¹⁾出現した経緯がある。しかもその本質には「社会問題の防止・資本主義の危機に対するドイツ新歴史学派経済学を踏まえた、すぐれて予防先行的な社会政策的意図」が含まれていた。しかし、こうした為政者レベルの意義と、それが

農村・農民内部で実際にもつた意義とは自ずと別問題である。後者については、産業組合の農村・農民への定着・発展過程の実態が問題となる。本稿の課題は、この問題に対し、大正中期以降の変化へと導かれる経路が産業組合の定着・発展過程にあったことに着目し、その過程をとくに担い手における経済主体形成という視点から検討することである。以下では、明治期以来の一定の帰結ともいふべき昭和恐慌下長野県更級郡真島村の産業組合に発生した「大整理」という出来事を叙述の端緒に置いている。そして、この出来事を支えた意識や行動の淵源を、大正期、明治期へと辿っていくという展開方法がとられている。もとより、ここに登場する人物たちにおいて、自らの意識からとくに経済意識を分化・対象化させ、それを自覚的に表明する類の記録・言説は乏しい。本稿では、彼らの行動とそれに関わる意識や主張を再構成するという方法で課題に接近することにした。

一 真島村産業組合の「大整理」

一九三三年、産業組合中央会は第二次四種（信用・販売・購買・利用事業）兼営産業組合調査を行った。それは、「農業者の自主的経済機関によって農村経済を統制し、其の獨立を確保する」²⁾ために、「産業組合が農村経済更生の実行機関として、その全機能を發揮する」必要を認めつつ、現実には個々の産業組合が陥っている苦境を前にして、その実状を把握するためであった。対象はいずれも過去に同中央会の特別表彰を受けた長野、香川、山口、福岡、鹿児島各県の

五組合で、しかもそれらは今や必ずしも優良組合とはいえず、「真に産業組合運動の面目を躍如たらしめているもの」その昔華やかなりし当時の形骸のみを止むるもの…経営行詰りて根本的な改革を余儀なくせられたもの」として「産業組合現実の姿」を如実に現していた。産業組合法施行から三〇余年、全体（一九三三年で全国総数一四、三五一組合）のほぼ三割を占める四種兼営にしても、それぞれ異なる歴史的経緯や事業内容を背景に、恐慌の打撃、その脱出策の有無や方法は多種多様であった。真島村の産業組合・有限責任真島信用購買販売利用組合（以下、真島村産業組合と略記）は、これらのうち「経営行詰りて根本的な改革」に踏み出した事例である。

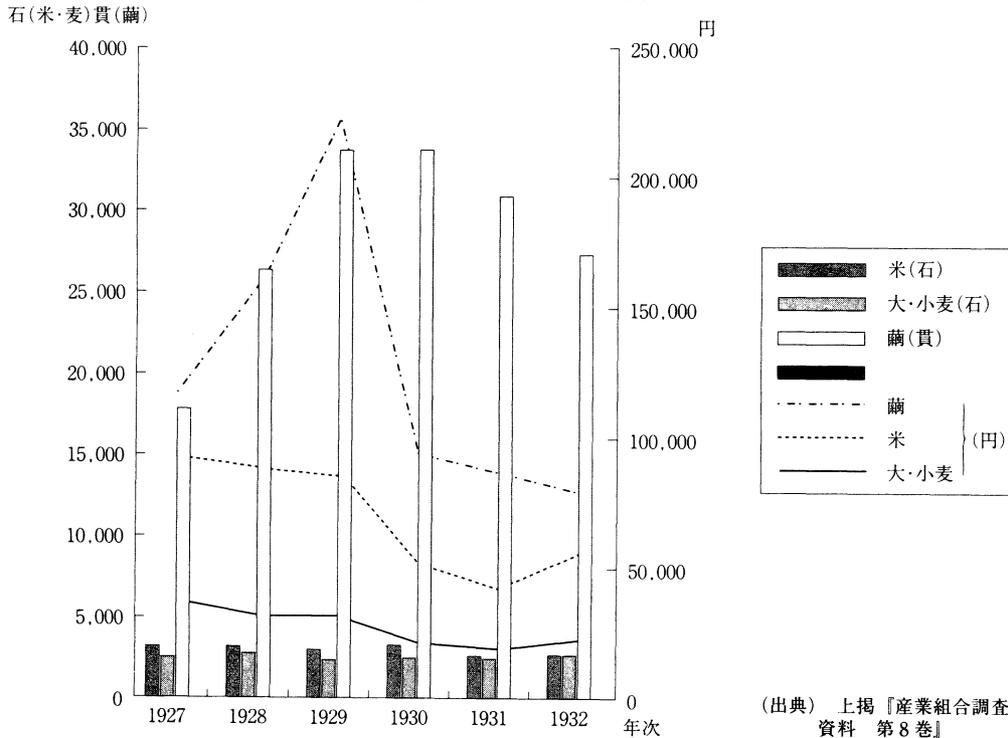
真島村産業組合は一九一〇年代前半にその範圍を部落から行政村へと拡大、四種兼営組合として再出発し、その後半には村内全戸加入の全層組合化を達成している。本組合の大正期の事業内容は後述するが、大整理に至る昭和初期の事業実績概要は次のようである。まず全体的には、組合経営の主要事項において（表1）、二六年の時点で運転資金では全国、長野県および更級郡の平均を遙かに上回る良好な状態にある。しかし事業内容では、とくに販売部が低調という一方、何といつても貯金、貸付を行う信用部に最も大きな比重があった。したがって恐慌の影響は、養蚕業収入が最大の当村において、とくに鹵佃急落（図1参照）による貯金漸減と貸付金（固定）増加に顕著に現れた。その余波は購買部仕入れ・売却額の減少（図2、組合員一人当たりでは二六年一七一元から三二年七六円）に及び、租税滞納額（村内合計）も急増（三〇年の一、七六〇円から三三年には四、七五三元）する。こうしたなか三二年、出資金、預け金、貸付金、

表1 産業組合事業成績の諸指標

| | 昭和元年・1組当たり(円) | | | | 昭和元年・1組員当り(円) | | | | 真島村・昭和2-7(1927-32年)(円) | | | | | |
|---------|---------------|--------|--------|---------|---------------|-------|-------|-------|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 全国 | 長野県 | 更級郡 | 真島村 | 全国 | 長野県 | 更級郡 | 真島村 | 1927 | 1928 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 |
| 組員数(人) | 298 | 366 | 417 | 465 | | | | | 461 | 456 | 450 | 448 | 436 | 338 |
| 〈運転資金〉 | | | | | | | | | | | | | | |
| 払込済出資金 | 12,373 | 21,489 | 17,139 | 43,553 | 41.5 | 58.7 | 41.1 | 93.7 | 43,770 | 43,680 | 43,600 | 43,600 | 43,320 | 34,526 |
| 積立金 | 5,539 | 6,268 | 3,355 | 19,898 | 18.6 | 17.1 | 8.0 | 42.8 | 21,562 | 22,997 | 24,124 | 24,750 | 24,969 | 29,622 |
| 借入金 | 8,722 | 21,088 | 18,302 | 7,154 | 29.3 | 57.6 | 43.9 | 15.4 | 31,290 | 35,544 | - | - | 16,300 | 25,000 |
| 貯金(預け金) | 65,958 | 31,177 | 20,486 | 118,334 | 221.3 | 85.2 | 49.1 | 254.5 | 114,890 | 120,749 | 123,012 | 103,563 | 79,670 | 42,453 |
| 剰余金 | 1,377 | 2,625 | 2,118 | 5,419 | 4.6 | 7.2 | 5.1 | 11.7 | 5,697 | 4,506 | 2,080 | 872 | 402 | -26,875 |
| 〈事業〉 | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付金 | 54,158 | 40,143 | 68,402 | 132,622 | 181.7 | 109.7 | 164.0 | 285.2 | 179,602 | 199,000 | 169,634 | 184,301 | 181,729 | 55,030 |
| 組員貯金 | 40,195 | 64,914 | 84,082 | 282,859 | 134.9 | 177.4 | 201.6 | 608.3 | 266,881 | 275,371 | 277,888 | 271,516 | 233,039 | 81,067 |
| 販売金 | 29,346 | 97,631 | 15,875 | 20,867 | 98.5 | 266.8 | 38.1 | 44.9 | 20,825 | 18,263 | 18,355 | 12,955 | 18,938 | 28,730 |
| 購買金 | 15,587 | 17,160 | 14,690 | 78,101 | 52.3 | 46.9 | 35.2 | 168.0 | 68,237 | 59,410 | 57,230 | 36,453 | 33,114 | 32,627 |
| | 963 | 671 | 565 | 2,828 | 3.2 | 1.8 | 1.4 | 6.1 | 2,737 | 2,367 | 3,270 | 3,085 | 1,896 | 1,866 |

(出典) 全国については農林省農務局『産業組合要覧』(第二十四次)、長野県、更級郡、真島村の昭和元年『長野県産業組合沿革誌』(各県産業組合史料集成18)、真島村の昭和2年以降は産業組合中央会『産業組合調査資料 第8巻』

図1 主要農産物の販売額・量(真島村)

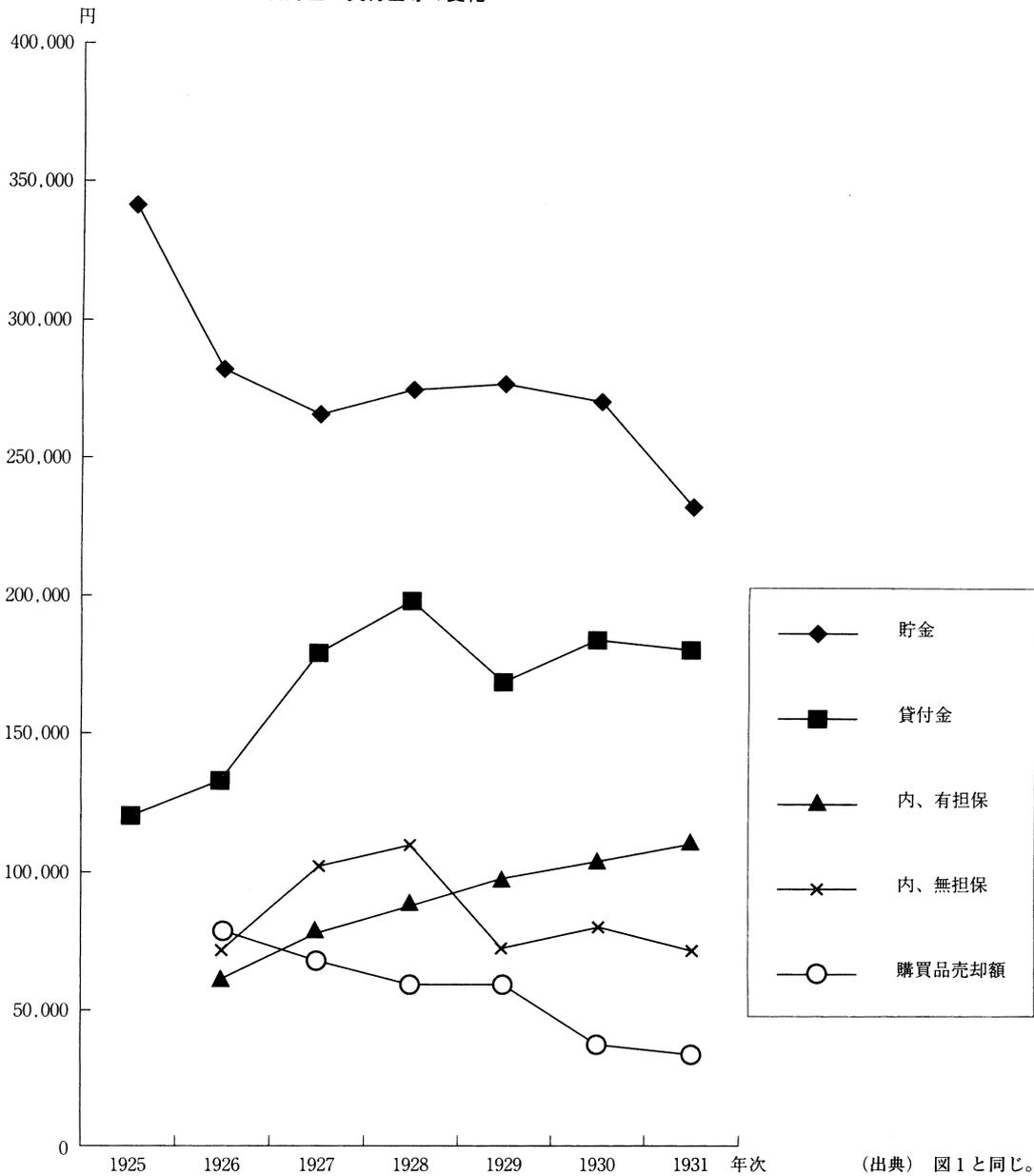


(出典) 上掲『産業組合調査資料 第8巻』

組合員貯金が急減、剰余金は多額赤字へ転落という事態が発生する。しかし、これらは農家経済収支逼迫の単純な反映ではない。そこには同年に動き出した組合の大整理が介在していた。

大整理の直接の契機は、組合預金先・更殖銀行の三年早春の破綻にあった。預金三万円が不払いとなるや、臨時総会が開催され、多額払戻しや定期性各種貯金の中途払戻しの禁止、産業用資金以外の貸付禁止など信用事業関係が

図2 組合貯金・貸付金等の変化



(出典) 図1と同じ。

集中的に討議された。「本村内ノ親類等ヨリ金ノ融通ヲ受ケントスルモノアルモ斯様ノ場合ハ總會ノ決議ヲ重ンジ融通セヌコト」と、個人間の貸借関係も組合監視下に置かれた。購買部取扱物限定とともに小費多収の多角経営化(養豚、養鶏導入や自給飼料拡大)に対応した販売・利用部取扱品・設備の整理・導入も行われた。しかし経営は年度末までに更に悪化し、余剰金も底をついた(前掲、表1参照)。やがて、更殖銀行預け金と組合員への固定貸付金の積極的整理案が提起される。同時に反対意見・整理消極派も表面化する。翌年一月には通常総会をささみ、たてつけに懇談会や臨

表2 整理脱退者の貯金・貸付金等の状態

| | 人数 | 貯金 | 貸付金 | 売却代金滞納額 |
|------------|-------|----------|---------|---------|
| 組合全体 (A) | 436 | 198,012 | 172,295 | 4,283 |
| 特別貸付金なし | 55 | 12,908 | 36,588 | 877 |
| 特別貸付金あり | 49 | 5,262 | 35,919 | 2,396 |
| 計 (B) | 104 | 18,170 | 72,507 | 3,273 |
| 比率 (B)/(A) | 23.9% | 9.2% | 42.1% | 76.4% |
| | 件数 | 金額 | 1件平均 | |
| 100円以下 | 14 | 741.9 | 53.0 | |
| 300円以下 | 21 | 3,954.9 | 188.3 | |
| 500円以下 | 7 | 2,613.1 | 373.3 | |
| 700円以下 | 2 | 1,205.7 | 602.9 | |
| 1000円以下 | 3 | 2,181.6 | 727.2 | |
| 1001円以上 | 2 | 2,651.7 | 1,325.9 | |
| 計 (B) | 49 | 13,348.9 | 272.4 | |

(出典) 前掲『産業組合調査資料第八巻』

(注) 組合全体の人数、売却代金滞納額は昭和6年度末、貯金、貸付金は同7年6月末のものである。

時総会が開催されたが、解決方向が出ないまま、ついに役員総辞職となった。その結果、新理事五名が選出されるが、再選役員四名のうちには、それまでの組合長・中澤貞五郎がいた。この段階では組合指導体制に基本的変化はなかつたのである。

中央会調査者によると、その後の事態は次のようである。「村内組合員間に於て借金棒引等の矯激なる叫びが挙げられ：又更殖銀行預け金回収不能に対して組合長の責任を問ひ、其の徳義的解決（即ち私財弁済を要求）を叫ぶ者あり：遂に九月十八日開催の臨時総会直後前組合長中澤貞五郎氏が更殖銀行預金問題に対する責を負ふと共に極端なる積極的行動を採るの意見に合わずして理事辞任、三十有

余年培ひ来たつた本組合を去るや組合の動向は此所に急転をみた。この間、債務者が「利子の低下と五カ年据置十九九年賦償還の整理方法を立て、百八十名が調印してその実行を迫ると共に、組合当局者の責任を追及」する場面もあつた。しかし組

合長は辞任したものの、彼らの要求は通らなかつた。翌一〇月七日の継続臨時総会では、理事一名と整理委員一一名が選出されることも「役員間の意見も積極的整理説に大体一致を見るに至り非常時に処する組合経営上最善の策は、積極的に先ず組合員の組合に対する負債整理を断行することに如かず」とし、「実行の爲め組合員からも整理委員の参加を求める必要を感じたので：各部落から各一名の整理委員を選任し整理に関する一切の権限を付与」することになる。結局、この決定までに一年以上が経過した。そこには消極派先鋒の組合長という壁があつた。そして組合長辞任が、債務者にとり有利とは逆の債務整理断行の流れを噴出させた。

新役員が直ちに作成した「真島産業組合負債整理案」により、すべての貸借関係が「役員及負債整理委員ノ調停ニヨリ債権債務両者ノ合意互譲ニ依リテ相殺整理」されることになつた。このうち「債権者」とは組合預金者、「債務者」とは組合貸付対象者である。両者に直接的な貸借関係はなく、「合意互譲」といつても直接的な交渉関係もない。新役員は、預金者に対しては、当該預金を五〇月据え置き（利率三分に低下）の旧債権化することで、当面の払戻し停止と利払い低下により事業資金流出を食い止めようとしたのである。その際、村会にも補償を求めたことは、それが村ぐるみの企図であつたことを物語る。また「急遽ニ払戻」を求める預金者には、債務者が清算のために提出した農地の購入者へと誘導することで、組合は資金流出を貸付金償還（流入）で埋め合わせようとした。実際、「全額払戻を受けて個人的に自ら債務者の土地を引受くる」債権者も出現した。彼らにとり大整理は、所有地拡大のチャンスでもあつ

表3 真島村の農地所有・耕作・自小作別戸数

| | 全 村 | | | | | | 農業者組合員 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------|
| | 1927 | 1928 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 | 1930 | 1932 |
| 耕地所有別 | | | | | | | | |
| 無所有 | 17 | 17 | 17 | 17 | 179 | 181 | 21 | 22 |
| 5反未満 | 215 | 210 | 202 | 201 | | | 155 | 119 |
| 5反以上 | 103 | 102 | 99 | 98 | 105 | 101 | 98 | 101 |
| 1町以上 | 69 | 75 | 86 | 88 | 90 | 90 | 88 | 90 |
| 3町以上 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 5町以上 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 10町以上 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 420 | 420 | 420 | 420 | 390 | 388 | 378 | 348 |
| 耕地耕作別 | | | | | | | | |
| 5反未満 | 155 | 155 | 155 | 155 | 145 | 142 | 111 | 71 |
| 5反以上 | 140 | 140 | 140 | 140 | 120 | 121 | 140 | 120 |
| 1町以上 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 |
| 2町以上 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 3町以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 420 | 420 | 420 | 420 | 390 | 388 | 376 | 316 |
| 自小作別 | | | | | | | | |
| 自作 | 97 | 99 | 99 | 99 | 99 | 97 | 97 | 98 |
| 自小作 | 287 | 286 | 286 | 286 | 256 | 249 | 260 | 170 |
| 小作 | 36 | 35 | 35 | 35 | 35 | 42 | 20 | 32 |
| 計 (B) | 420 | 420 | 420 | 420 | 390 | 388 | 377 | 300 |
| 農業者組合員 | 388 | 384 | 378 | 377 | 364 | 300 | | |
| 組合員計 (A) | 461 | 456 | 450 | 448 | 436 | 338 | | |
| 非耕作世帯 (A-B) | 41 | 36 | 30 | 28 | 46 | 48 | | |
| 自作 | 田 | 836 | 838 | 835 | 835 | 835 | 795 | |
| | 畑 | 1,194 | 1,216 | 1,239 | 1,242 | 1,552 | 1,522 | |
| 計 | 2,030 | 2,054 | 2,074 | 2,077 | 2,387 | 2,317 | | |
| 小作 | 田 | 666 | 666 | 664 | 664 | 664 | 692 | |
| | 畑 | 455 | 499 | 468 | 468 | 520 | 582 | |
| 計 | 1,121 | 1,165 | 1,132 | 1,132 | 1,184 | 1,274 | | |
| 桑畑 | 1,317 | 1,750 | 1,345 | 1,472 | 1,522 | 1,327 | | |

(出典) 前掲『産業組合調査資料第八巻』

(注) 数値に若干の不整合があるが、当時の村内事情も考慮して、そのまま掲載した。また1932年の農業者組合員には、整理後改めて加入した若干名も含まれているとみられる。

た。一方、債務者に対しては「事情止ムヲ得サルモノヲ第一ニ整理」することが決まり、義務貯金や百年貯金(家産造成)ばかりではなく、出資金及持分の控除相殺分と家族貯金も旧債償還に充当されることになった。「整理は申出を待」つとはいえ、だれが債務者かは明白であり、実際、実行過程に入るとさつそくこの第一の整理対象者一〇四名の実情調査が始まった。その際、旧貸付金利率はそれまでの一割から五分五厘に引き下げられ、先述の一八〇名が要求した利

た。これによる移動面積は明らかではないが、そもそも整理実行の最初の突破口がこの農地移動にあったことは、農地獲得が整理実行へ強い引き金になったことを示している。すなわち「先ず整理委員小山某対債務者某との間に担保土地処分による債権債務関係の相殺を試みたが其の実現を見るや爾後は続いて数件の整理容易に行はれ

：秋収穫前に於て既に整理機運村内に漲るものがあつた」。事は第三者が入った組合員間の農地「売買」であり、それを穩便に運ぶに

下げも、この程度においては受け入れられたのである。しかし出資金等控除策は、債務者にとり眼前の恩典ではあれ、組合離脱という村民としての経済的・社会的立場の喪失を強いる内実があつた。整理による脱退者は一〇四名となり、第一の整理対象者全員にこの控除が適用されたのである。

所有地を拡大する者の一方には、当然のことながら所有地を失う者がいる。被整理申出者に「家屋と宅地とを絶対的に留保する方針」という温情は残されていたが、農地も「本人ノ希望ニヨリ適宜整理」の対象となつ

は「合意互譲」が必要であつた。だから第三者には、諸事情を知悉した人格的対面性が求められた。「整理ノ実行ハ役員委員共同折衝ノ任ニ当リ、先ツ各部落二分チテ着手スル」ことになったのはそのためである。当初より、整理委員が部落代表であつたことが功を奏した。整理は収穫後再開され、一月末には村内一部落中、中北村、中真島、本道、梵天の四部落で完了している。

一方、「無財産者及家屋敷ノミヲ有スル程度ノ債務者」には、貯金と出資金・持分を差し引いた債務残金¹¹「清算残金」について、二〇カ年以内長期貸付の「借入金證書」が渡された。結局、九月末に一六万余あつた貸付金は一月末には五万円余へと減少した。しかし減少分一〇万円余はすべて整理されたわけではなく、脱退者への貸付金総額一八、八三八円七五銭が「特別貸付」として欠損に計上された。特別貸付を受けた者は整理脱退者一〇四名のうち四九名である(表2)。組合全体の貸付金(六月末)に占める一〇四名全体の比率は四二・一%と高く、貯金の同様の比率九・二%の低さと極めて対照的である。なかでも特別貸付を受けた四九名はこの傾向がいつそう顕著であり、かつ売却代金滞納額も多かつた。整理の結果を農業者組合員の耕地所有・耕作規模でみると(表3)、所有では五反未満層、耕作では五反未満と五反以上一町未満の階層の減少が明瞭である。脱退者はもともと組合の農業者下層を構成し、なかでも四九名が最下層であつたとみることができるといふ。

大整理は、窮迫組合員の救済ではなく組合経営を守るために断行された。しかも、そこから土地拡大という利益を引き出す者すら出現させた。「其の実行に当りては幾多の困難に遭遇せざるを得な

つた」というのは、大整理が鋭い村内利害対立の舞台となつたからである。「実際問題に直面しては一件につき数次に亘つて研究を重ねざるを得ず、他面村内には整理に関し流言蜚語相次いで飛び、債権者において脅かされること甚だしきもの有り、債務者は亦進退に迷い、動もすれば一部債務者の間に反対結束の挙をさへ伝へられる等のことが錯綜して役員並委員の困憊一方ならず」という状態であつた。しかし、それでも「中途挫折の嘆声」を振り払つて強行したのは、役員と部落代表整理委員たちである。彼らの心中にあつたのは、債務整理による組合の再建であり、彼らはまた、そのようにして体力強化した新生組合を必要としていた。整理への積極的姿勢には、自らの生き残りが産業組合とともにあるという推進者たちの意志が表れている。

真島村産業組合はもともと、一町以上の経営者数が農業者組合員数の三三・二%、自作農が二五・七%(三〇年)と中堅的経営層を多く擁していた。整理後(三二年)は前者が四〇%、後者が三二・七%へとさらに増大した。しかし非農業者組合員数の動向との相関で見ると、実は耕作地をもたない組合員の減少傾向はそれ以前から始まつており、それは村内総世帯数の減少傾向と軌を一にしていた。すなわち毎年、離村者が出ることにより、当組合の農業者組合としての性格は徐々に強化されていた。そのなかでも三一年に顕著な変化が現れる。自小作以下層のうち三〇名(同階層の九%)が非耕作世帯となり、さらにそのうちの一〇世帯は離村するが、残る二〇世帯が村に留まることで、非耕作者組合員が増加へと転じた。全村加入体制を維持する限り、農業者組合的性格が逆に後退するという局

面が訪れていた。そして大整理は農業者組合員を六四名減少させた。しかし脱退組合員はこれを上回る九八名(その後八名が再加入)である。つまり脱退者の三割三四名は非耕作世帯であった。大整理により、農業者組合的性格が改めて強化されたのである。

それにしても昭和恐慌のさなか、非耕作者が出現したのはなぜであらうか。注目されるのは三一年の顕著な村内畑地面積拡大である。傾向的にはそれまでもあったが、特に同年にかけて水田の横ばいとは対照的に、畑が自作地で三一町増(約二五%増)、小作地でも五町二反増(約一一%増)となる。一戸当たり平均耕作面積では、七・六反から九・二反へと顕著な増加があった。桑畑の増加(五町)をはるかに凌ぐ畑地拡大は、養蚕業から土地利用型の畑作経営への転換がここできいきに開始され、またこれを支える農業者の経営拡大欲求が高まっていることを示している。しかもそれが小作地返還(土地取り上げ)を発生させていない(小作地減少は見られない)のは、後述するように本産業組合が大正期に土地管理部を設置し、地主・小作協調機能を備えていたからである。しかし旺盛な土地拡大欲求と非耕作者の同時的出現は、経営拡大を実現する農業者の前進の一方で、耕作者のボーダーライン層が振り落とされている事態を示している。これと重ね合わせてみれば、大整理は村内にあった強い経営発展志向の帰結といわねばならない。

そこで、発端にあった預け金三万円処理問題に立ち返ると、更殖銀行預金は時価で販売され、その差額分一万二三四円は組合減損に計上された。問題発生以前の組合預け金総額一〇万余円(表一)に対して、この減損分の比重は一割程度にすぎない。回収不能問題

は大整理の契機であっても本質的要因ではなかったとみざるをえない。またそうなれば、組合長辞任の本質的理由もこの処理問題以外にある。この場合、組合長・中澤貞五郎が、なぜ整理(Ⅱ下層切り落とし)に踏み切らなかつたかが問われるべきである。のちにみるように、彼こそ全戸加入型組合を育成してきた当の本人であった。その意味では、大整理を本質的には、全戸加入型から農業者利益集団への産業組合の性格転換という文脈のなかに置くことができる。昭和恐慌という市場経済崩壊のさなか、真島村には農業者利益優先という新たな協同原理が現れた。大整理後は、分家の制限とともに二・三男対策として満州移民に取り組む施策が打ち出されている。また新役員は、大整理後の組合剰余金等預け先をすべて上級機関である県信連に振り向けることに決定し、三〇年代に急速に進む中央―県―村の産業組合の系統三段階制への対応姿勢をとった。戦時から戦後に通じる農業者組織の現代化が始動していた。

二 農業者の成長と経済意識

真島村産業組合の農業者利益集団への相対的純化という出来事を支えた主体的要因、すなわち商業的農業の発展に基づく自らの利害に沿った新たな集団性を求める農民層の出現が、大正期農村にどのような存在し、彼らが農業者としていかなる経済意識を醸成させてつあつたかが次の問題の焦点となる。ここでは当地域の農学校出身者たちの意識と行動に照明をあて、この問題に接近してみよう。

更級郡の農学校育成は、一九〇一年塩崎村の高等小学校付設農業

補習学校開設に始まる。その七年後、郡立更級農学校設立に向け、地域世論を背景に発足した調査委員会による報告書には、農学校の必要性が次のように纏められている⁽⁴⁾。

- 一、現在の農業は、更に大に改良進歩せしむべき余地あること。
 - 二、近き将来において、労働者の減少するにより、耕作法に機械力若くは牛馬の力を利用する等の変遷あるべきこと。三、簡易なる副業を盛にし、冬春農閑の時期を利用せしむる。四、移住殖民の奨励は、地方開発・国力発展の方面より見て、当代の急務なること。即ち本郡の発展を期せんがため、少なくとも農家子弟に相当の実業教育を受けしめて、時世の進歩に伴ひ実業界の変遷に併行し得べき農業界の中核を養成すべきを以つて
- ：農学校を設置し…。

更級農学校（更農）入学者世代は、新たな時代と経済への認識を持たざるをえなかつた。この認識内容を示すのが、大正中期の同校県立昇格の記念号として作成された『更農昇格記念号』（一九二二年）⁽⁵⁾である。ここに掲載された卒業生たちの論考（二二編）には、新しい農村・農業観が散見される。同誌上で、ある教師は「我農界は互いに我利を捨て結束すべきの秋にある。：農業者は兎角旧套をのみ墨守して旧思想に余に捕はれ易い欠点がある。：農村の吾等たるもの日々の目耕耳食を怠つては到底農村の啓発は覚束ない」と、卒業生たちの結束と奮起を促している。しかしながら、若い農業者はすでに「旧思想に余りに捕らわれる」というような存在ではなかつた。

ここではとくに次のように農村の現実を直視していた彼らの農村・農業観に着目したい。

- ①今の農村は荒れていく。：物質文明の進歩は、農民の生活に対し収入の之に伴はざる奢侈的傾向を促してきた。松脂から電燈へ、：田用水の見回りに自転車：而し吾人は決してこの物質文明を呪ふ考へではない。：只之に反して農家の不振を嘆く：吾等の只一の農具たる鋤は祖先伝来のものである。：吾人にとつては生産物の斬新の高騰は何等の恩恵をもたらさず、加ふるに吾々は豊凶といふ大自然の脅威がある。：支払を延期し難き公租と公役がある。一方向上せる生活費は何処に求むべきかで、この場合最も悲惨な打撃を受くる者は、農村の中堅となるべき自作者なることは火を見るよりも明らかである。：今では農民に射倅心の助長を見逃す事は出来ない。：生産物肥料等の小き買ひ占めより、株の売買に至る迄一攫千金を夢見る彼らの多くが斯うした商機を握る手腕や経験に乏しい：その落ち行く先は悲惨なものである。
- （「農村青年の煩悶を訴ふ」）

旧式な生産方法、市場の恩恵を受けない経営、収益の低位性が難農を促進している現状、そして投機熱が農村荒廃をもたらしている現状を見つめる眼は、農村の中核に深刻な経済問題が発生していることを捉えている。しかしたとえそれが正鵠を得ていても、実情を憂えるだけに終始すれば、新たな動きは発生しない。そのような現実が問題であれば、農業者は古い経営を刷新し、市場対応的な農産

物を開発し、新たな資金利用方法を考案すればよい。そして実は、こうした歩みも次のようにすでに始まっていた。

② 鶏卵消費量は：日本人も追々需要を増加して近年一人平均二〇個位消費して居るが外国に比すれば誠に微々たるもの：然も年々斯くも多数の輸入を仰がねばならぬということは、養鶏家として不面目の限り：先づ経営としては：確実な利益を永續する様な方法を探らねばならぬ。：真に投機心は敵である。それには第一に養鶏組合の設立が肝要である。協力は強力である。：組合が：養鶏の研究、器具、機械の購入、生産物の販売、協同貯金等ドシドシ事業を進めて欲しい。：お互いが少しの出費で、文明の利器も利用して行けるであろう。品質の良い飼料も安く買ひ得よう。生産物も高価に売れよう。そして共同貯金も面白く行はれよう。

(「養鶏家の将来と鶏の去勢に就て」)
③ 更埴地方は果樹の適地にして如何なる落葉果樹も栽植せられ生産せざるはなし。而して是等栽培の技術は数年以前に比して長足の進歩をなし、長野、篠ノ井等の市場に優良なる果実の店頭飾れるは、斯業の研究に腐心しつゝ、ある吾人の欣喜雀躍する所なり：果樹には其の栽培集約にして利ある苹果・梨・葡萄・桃等の如きものと、粗放にして益ある柿・杏・桜桃・栗等の如きものとある。故に専業として或は資本労力の供給充分且つ技術熟練せるものは前者を副業として、或は資本労力の供給充分ならざるときは、後者を選ぶを得策とす。之れ前者は栽培に技術を要し、且つ病虫害の被害多く、後者は之に反すればなり。：

日進月歩社会の生活程度は高まり、果実も亦品質優良なるもの歓迎せらる。：色澤に於ても亦然り。色澤鮮麗なるものは、然らざるものより常に二三割高価に販売し得べし。一品種中形の大なるものは小なるものより市価著しく高し。

(「更埴地方に於ける果樹栽培利益増進策」)
④ 交通の不便は、塩崎牛蒡の珍味を一地方に止めしも：中央線の開通と共に販路益々関西に開け、更に朝鮮満州にも輸出するありて塩崎牛蒡の声価益々加はるに至れり。今大正二年以降、稲荷山駅に於ける牛蒡の移出額を示せば次の如し：塩崎牛蒡の声を高めん為以下三項を挙げ拳村一致之に当らざるべからざるを高潮せん：多収量質の牛蒡を得んには如何にすべきか：如何に販売方法を改むべきか：駅前には査定所を設け、同駅移出牛蒡は総て特等、一等、二等、等外を附して取引きの円滑を計り、販売購買の利益を増進するは、本村牛蒡の發展上最も留意すべき点なりとす。

(「塩崎牛蒡に関する調査」)
⑤ 当地方としては：半促成即ち早熟栽培の最も有利にして而も將來益々有望なるを思う：此の栽培の目的：早熟早肥を促し初期の收穫物をしてより多く市場に供給すること、栽培品種の固有性格をしてより多く發揮せしめ出産能率を増進すること。即ち：收穫期を促進せしめ比較的高価なるを常とする走りと名付くる初物をより多く供給：今は大に該博なる知識を得て以て多収多益の途を考究せねばならぬ。

(「当地方に於ける蔬菜の早熟栽培に就いて」)

資本主義の発展は都市消費人口を増加させ、果樹・蔬菜・鶏卵などの農産物市場が拡大途上にあつた。さらに植民地・海外市場拡大も見込まれる。上掲資料には、こうした需要側の変化に対応しようとする農業者の動きがよく現れている。彼らの意識は、新農産物開発を含めた栽培方法・技術にとどまらず、協同的な生産手段購買・利用および販売・流通の方法、資金確保など経営全般に及んでいる。しかも、それらはいずれも個別経営完結的ではなく、集团的営為としての産地育成という将来展望を含蓄している。それは、個々の農業者を結集することによる利益が、彼らの経済観念として定着しつつあることの現れである。⁽⁶⁾ 生産物の自主的な等級管理による取引き合理化も、同様の文脈にある。しかし他面で、こうした協同的利益の追求もあくまで経営的發展志向に基づくものであり、次のような産業組合に対する見方との対照性は看過できない。

⑥ 農村問題の解決は固より法律の保護、政府の援助等に俟つべき事もあろうが、結局最も直接で有効なる事は農村それ自身の努力である。而して農村問題を解決する方法は次の三要点に帰する：農村を富ますことが其の一、農村の社会的施設を整ふることが其の二、農村の文化を向上することが其の三である。：農村に於て富を造ることは甚だ困難なことに相違ないが、其のやり方一つにては都会の夫れ程ならずとも吾人の文化生活を維持するに足る位の富は充分に造り得られると思う。：第一に生産物の増殖である。：第二には資金の集積である。従来農家の刻苦精励によりて得たる資金は悉く都会に吸収せられて、農村

はこの資金を利用して致富の策を講ずることが全然出来ない：銀行預金然り郵便貯金然り生命保険然り：独り利益を得るものは都会の実業家である。今この資本を常に農村に止めて之を利用して農村繁栄策を講じたならば、其の禍福の分る、所幾何ぞ。：而してこの方面は必ず産業組合の主管する所であつて、この有力なる経済機関によりて農村の経済は容易に順調に向ふのである。即ち町村農会及産業組合の両者によりて農村致富の策は完全に実行せられ、吾人が理想とする農村文明創造の第一段階を得たものとする事が出来る。

(— 農村問題の解決 —)

ここで産業組合は何よりもまず農村問題の解決策に位置づけられている。同じく協同化といつても、農村問題解決という文脈は、農業者利害に立脚した経営的發展志向のそれとは区別されねばならない。後者では経営的利益を共有しない者が除外される。端的には林檎栽培組合に林檎生産者以外は参加できない。⁽⁷⁾ むろん両者が相互補完的關係に立つことは可能である。事実、論者も致富策として生産増加をあげているのであり、それが個別経営向上に基づくことはいうまでもない。しかし同論者が「町村農会及産業組合」というとき、そこではすでに産業組合が「村の経済機関」に位置づけられているだけでなく、個別経営も村の農会を中核とする集团的組織的な生産向上が企図されている。この二つの組織が一村の致富の両輪だといふのである。さらにそれらが回り出す先には「道路も清潔で立派な公会堂も建て居る。図書館も：相当の書籍が備へてあり、村立病院：学校：電灯、下水道：娯楽機関」のある「吾人の理想」が展望さ

れている。生産と生活が不可分離の農村では、農業生産拡大は農民生活・文化の向上を伴うべきだと考えられている。こうした農村生活圏構想というべき思考内容は、都市資本主義が躍進する大正期に覚醒された一つの農村経済意識といえよう。産業組合が農村問題解決という目標をもったとき、それが都市経済・生活に対抗的な農民の共通利害のもとに経営的差異を超えて農村を結束させるだけでなく、さらに農村の文化的向上をも果たす「村の経済機関」という意味付けが与えられている。ここには、発足当初に産業組合がもつていた階層限定的かつ政策主導的特質は基本的に認められない。「農村それ自身の努力」が創りだす主体的な産業組合観が現れている。

一方、経営発展志向もまた同じ時代の産物である。市場競争の激化が、農村に「地域Ⅱ村」と「経営」という二種の価値軸を創出していったといえよう。いずれにしても、こうした積極的な経済的農村・農民意識は、大正期の農産物市場の相対的安定・拡大に照応した中堅・中農以上層の一定の経営発展なしにはありえなかった。またそれが農村に広く普遍化された現象ともいえないであろう。しかし、それが一定の農村変化の要因になるまで成長しえることは、真島村産業組合の農業者利益集団への変質事例が示している。そこでは「村」（整理消極派）と「経営」（同積極派）が顕在化し、かつ後者の要因が変質を方向づけた。市場条件の逼迫のなかで、優位に立ったのは農業者の経営利害だった。一方、「村」という価値軸は消失したとはいえないまでも、大きな打撃を受けたことは確かであろう。しかし「村」という概念自体は、むしろその後も行き続ける。打撃をうけたのは、その歴史具体的な内容である。それが何であったのか

かという問題は章を改めて、「村の経済機関」に固執した中澤貞五郎に立ち戻り、大正、明治期に遡って、その活動を検討してみよう。

三 大正期産業組合推進者の経済思想

1 農業者としての自覚と共益意識

一九二五年、産業組合長野県支会は産業組合法発布二五周年記念事業において一〇名を表彰したが、そのうち自村組合発展の功労者三名のなかに中澤貞五郎（一八六二年生まれ）がいた。その功績は次のように記されている。⁸⁾

明治三十三年産業組合法発布セラル、ヤ率先シテ更真組合（現組合ノ前身）ヲ創立爾后信用評定委員トシテ克ク其職責ヲ尽シ組合ノ基礎ヲ堅実ナラシメ現組合ノ根本ヲ樹立セリ大正四年真島村三部落組合ヲ合同統一シ挙村一致ノ組合ヲ創立セントセシガ当時各組合ハ互ニ頑迷ナル主張ヲ為シ容易ニ纏マルベクモアラザリシガ氏ノ努力ト徳望トハ遂ニ円満ニ協調シ推サレテ組合長トナレリ：氏ハ：事業ニ当ルニ綿密周到ナル注意ヲ払ヒ克ク煩雑ナル事務ヲ処理シ計画ヲ樹テ：以テ十年一日ノ如ク組合経営ノ任ニ当ラレタル結果社運益々隆昌ニ赴キ：今ヤ組合資産ハ六万余円貯金額ハ式拾参萬余円ヲ算シ農村疲弊困憊ノ今日独リ真島村民ハ経済的ニ安定ヲ得タルヲ喜ビ氏ノ徳ヲ影セザルハナシ畢竟氏ハ村一流ノ資産家ナルニモ拘ハラズ自己ノ抱負ヲ実現スべく自ラ勤二儉ニ組合精神ノ宣伝ニ其ノ範ヲ垂レ以テ村民

ノ薫陶ヲ自己ノ使命トシツ、アリ

中澤貞五郎は明治二三（一八九〇）年に家督相続以来、村長在任（一八九四〜九八年）や各種団体組織化を含めて、自村改良のための種々の役割を果たした。⁹農事改良にも熱心であり、一八九〇年代末以降はリング経営の先駆者（常時二町五反以上経営）として販売実績をあげ、後年は日本園芸会長長野県支会発足時（一九〇九年）の評議員、郡園芸組合長（一九九年。同組合を一六年に組織）になる。彼は、地域的ならびに個別経営において先導的な商業的農業推進者であった。しかし産業組合については、県内の「事実上の嚆矢」¹⁰となった更信組合創立メンバーではあったが、活動の本格化は一九一〇年代前半以降であり、そこに至る彼の変化が問題となる。

更信組合創立（二月）の翌月、貞五郎は更級銀行（隣村・小島田村）支店を開業している。ここに至る一一年間の大半で、年間に延べ三〇人前後へ総額千円から千八百余円の貸付が行われている。¹¹支店開業は、株式形態の組織金融業への転身により、個人金貸業の限界を超えて周辺養蚕農民の恒常的現金需要に応えようとする試みであった。確かに、設立二年後の年間貸付金は約二万七千円となり、金融規模は拡大している（一九〇二年『長野県統計書』）。しかし明治末期に、この支店の存在は確認できない（同〇九年）。更級郡全体でも一九〇〇年代前半に六銀行が設立されたが、このうち資本金六〇万円の六三銀行以外は五万円以下と極小規模であった（同〇二年）。一二年に県の郡長宛通牒には「微弱ナル銀行ハ到底金融機関タル職ヲ掌ラ悉クス能ハズ：小規模ノ地方的金融ハ信用組合ヲ利用スルノ方

法モ有之候¹²」とある。一九一〇年代初期における貞五郎の信用組合活動への転進も、県内地域金融のこうした再編のなかにおいてみることができるといえる。

しかし、金融機関と産業組合・信用事業の差異は基本的に規模の大小にあるのではない。元来、産業組合法施行の当初から、信用事業については一般の金貸業との差異が問題であり、¹³何よりもまず農民がこの差異をいかに理解しえるかが、協同組合の農村定着の一試金石であった。同法施行からほぼ一年後、長野市城山館で県農会主催の産業組合講話を行った柳田国男は、そのなかで「商社会社と産業組合」の違いを述べている。すなわち前者は「既に資本を十分に有して居る者が今迄の富を尚大きくする為に連合する、是れに反して産業組合の方は今迄は資本も何も無い者又は極めて乏しい処の資本を以って産業に従事しやうと云ふ心懸けの者が連合の結果に依って設立したもの」¹⁴である。農商務省人省後ほぼ一年半を経た柳田が、ここで相手としていたのは、組合趣旨の普及のために召集された「町村長及有力者」であった。その後、柳田は両者のより具体的かつ詳細な比較論を随所に挿入した『最新産業組合通解』（一九〇二年）を出版することになるが、ここでは産業組合なるものに初めて接する人々を前に、平易で端的な語り口でその特徴を表現したと思われる。それによれば、極小資本の「連合の結果」発生するのが産業組合であり、したがってこの「連合」（「合同」とも表現されている）こそが、組織の形成力かつ基盤というのが、金融機関一般と異なるところであった。しかし参加者たちが簡単に「連合」に向けて行動しえたとは思われない。後に県支会関係者は、この講話「爾来、組合

設立増加し三十六年末には九十九に達せり⁽¹⁵⁾と記したが、それらのうちには往々指摘されてきたように中上層以上が制度を私的に利用し、有利に金融を行うという事例も多くあった。貞五郎の銀行業兼営も、彼において産業組合が地域金融機関の中核に位置づけられていなかったことの反映である。「連合」という組織形成へと向かうには、村の共益実現に向けた新たな実践行動に踏み出す意識が熟さなければならなかった。

一九〇九年、貞五郎は、自らのリング経営の成果が「大豊産倭餅ハ壹一反歩ヨリ壹千貫ノ収量⁽¹⁶⁾」に結実するなか、長野市城山で開催の一府一〇県連合共進会に出品の自家各種農産物の受賞を祝った。その折、「此頃マデハ果物商人ニ有力者ナク売却代金未入ノモノ年々アリ損害シタ事度々アリ」という感慨を表わすとともに、四名の商人に「銀杯ヲ贈呈シテ謝意ヲ表」している。自家経営の成果・農産物の取扱ひ商人の成長を認め、祝う貞五郎には、かつて一三歳で近世以来の家業・蚕種業を継承、販路拡張に努めた彼の商人的側面が今や他者・商人へと外化し、専ら生産者として達成感を抱くような農業者の姿が明確に現れている。翌年、更真信用組合創立一〇周年に際し、貞五郎は村内の寺院で行われた祝賀式で自ら試作を重ねてきた「桜桃苗木ヲ組合員二分与」した。リングではなく桜桃であったのは、「資本労力の供給充分且つ技術熟練せるもの」(二の引用⁽³⁾参照)に適す「苹果、梨、葡萄、桃等」に対し、桜桃は柿、杏、栗等とともに「資本労力充分ならざるときは得策」だったからである。貞五郎は一般農民経営への適合性を配慮したうえで、組合員たちに市場向け新作目の導入を促した。それは組合員たちを経営基

盤においても改善しようとする指導的農業者の行動であるとともに、その内面には個別経営の私益を地域の共益と一体的に捉える農業者意識の成熟があった。産業組合への傾倒は、一九〇〇年代までの個別経営レベルの奮闘を支えた彼の産業家意識が農業者的自覚へと収斂するなかで、共益推進者という行動理念を創出した結果であった。この場合、彼が「村一流ノ資産家」(村内最上層は五〇町以下数十町の地主・酒造業が一名、次いで五〜一〇町五名が占めていたが、このうち貞五郎は後者に属し、大正期は七、八町であった)であるとはいえ、資産とその増加をリング自作畑に多く依拠する一方(養蚕・桑畑経営は息子が行った)、小作地は三町程度という実態が、その共益意識を自家経営基盤からも必要としていたことも看過できない。

2 農村産業組合設立者の特質と限界

貞五郎は、次のような一連の変化を経て真島村産業組合が誕生すると組合長になり、以降、組合改善に取り組みこととなる。まず一九一一年、更真信用組合定款の目的に「本組合ハ加入予約者ノ貯金ヲ取扱フ⁽¹⁷⁾」ことが加えられた。出資金にも事欠く「小生産者をして特に加入予約金を為さしめ或る年月間零細の貯金を累積するによりて組合員の資格を得せしめ：専ら小生産者の加入を容易ならしめ⁽¹⁸⁾」するための産業組合法第二次改正(一九〇九年)・予約加入制度が取り入れられた。次いで翌年、購買販売事業が兼営される。村内下層の組合への取り込みと事業拡大が連続的に行われた。そして他の二部落組合(川合信用組合と梵天購買販売組合)が統合されるに至り、行政村単位に一円化された真島信用購買販売組合が一五年に発足する⁽¹⁹⁾。こ

の一村一円化は、後年の県指導による一町村一組合主義の自主的早期的実現例とみなすことができる。⁽²⁰⁾とここで、この一村一組合主義の村々への浸透が二〇年代以降になったことについて、県下産業組合発達の功労者・大里忠一郎は後年、「元来産業組合は其の町村の経済機関」にもかかわらず「遅きに失した⁽²¹⁾」と述べている。産業組合法には、信用組合に限り「市町村の区域内」という以外、何らの設置規定もなかった。集団化の範囲は事実上、設置者の意図に任ざれており、それが「無政府の感あり」(大里)という結果をもたらしていた。これに対し真島村において、すでに実現過程に入っていたのは「村の経済機関」という産業組合の理念である。しかもそれが自主的とみなしえるのは、一村一円化に向けた貞五郎の意志と行動力に導かれていたからである。

その早期性については、あらかじめ時期的環境が考慮されねばならない。日露開戦後は再度、国内産業振興と国民の刻苦勸励(臥薪嘗胆)が促進強化され、その一環として政府は産業組合奨励に積極的に動き出している(一九〇四年、産業組合講習会⁽²²⁾。一九〇六年には、前年の大日本産業組合中央会設立を受けて長野支会設立、さらに中央会の「支会に郡又は便宜の地区に依り設くる部会の組織及経営方法」についての協議を踏襲し⁽²³⁾、一〇年、更級郡部会が設立される。

この間、先の第二次改定に次いで、産業組合への低利資金融通の途も開かれ(一〇年)、組合及び組合員の固定資本拡充条件の改善機会も到来していた。しかしこれを受けるには組合が外部調査に耐ええるような「基礎鞏固信用確実⁽²⁴⁾」な中身をもつことが要求された。産業組合の体質強化は、その本来の設置場所である農村自らの課題と

なりつつあった。貞五郎が部落を超えて村々行政村へと範囲拡大を図った背景には、村への統一化による事業規模拡大、またこれによる対外信用強化、その他、事務所など設備ならびに事務員配置、事務体制の合理化といった事業遂行上の利点もあったと考えられる。しかしそれにしても、貞五郎の選択の意味を理解するには、何よりもまず、時期的環境への彼の迅速な対応姿勢を見落とすことができない。それには第一に、農村の経済的組織再編の必要性を見通すような先取的意識ないしそれを支える現状批判・改良志向なしにはありえないであろう。また第二には、政府・国家指導層の動きを敏感に捉え、かつ呼応するような何らかの国家意識が介在していたとみることができるとは、これらはまた、真島村産業組合の「村の経済機関」化が早期的であった基本的要因ともなるはずだが、なおそれぞれについて若干の検討を加えてみよう。

第一については、明治期にすでに、貞五郎には農業者の自覚およびこれと相互規定関係にある共益意識の成熟があり、またその場合の生産活動の中核にリングという新作物が置かれていたこと(前節)について、ここで改めて彼の先取性が指摘できる。さらに彼は居住部落の下層まで含む真島倶楽部二五周年記念会の開催(一九〇八年)——事業内容を細かく規定することで活動強化を図った——および同族(親族)組織の一心報徳社への再編強化(一九一〇年)——詳細な規約を作成した——を行った。その共益意識が周囲の人間関係の具体的な組織的再編にも及んだと考えられる。貞五郎は「互二頑迷ナル主張ヲ為シ容易ニ纏」ないという部落間不一致問題も解決した。彼は産業組合一村化とともに、その下部集団としての部落内・間における

合同力育成・強化を行っていた。新生真島村産業組合発足から一〇年後の当組合事業内容をみると、毎月一回以上開催される部落集會⁽²⁵⁾では、「印刷物を配布し組合事業上の組合員の精心訓育に勤め、そこには事業奨励委員(全二八名)が派遣されている。後の大整理時に、部落代表委員が活躍しえたのも、すでに組合下部組織として定着した部落機能があつたからである。この部落—行政村の組織基盤こそ、一九一〇年代前半に貞五郎が整備したものであつた。大正期へと向かう真島村は単に明治期の延長線上にはなく、村内部から発生した農村改良意識を媒介に再編されたそれであつた。

第二については少なくとも結果的には、勤儉貯蓄ならびに皇國精神を貞五郎が産業組合を介して村民へ浸透させたという事実があげられる。それを端的に示すのが、組合が設定した諸貯金の内容である。それらには義務貯金(喫茶節約↓毎月一〇錢、戊辰詔書奉戴・勤儉↓毎月一〇錢、出資金配当一口に付一〇錢)、電燈貯金(早起きや夜業の利益金其の他を電氣料振替用に貯金)、当座貯金(五円以上、納税などの振替用は五円以下も可)、家族貯金(兒童就学时一〇錢、他町村から入籍時二〇錢、帰郷兵士二〇錢の祝いを貯金券で贈り、貯金口座を設けさせる)そして実践貯金(長野支会考案、組合員・家族一同毎月一〇錢宛生活改善して五〇回貯金、五カ年据置)などがあつた。この産業組合はあたかも「消極ノ節約ヲ奨ムルニアラスシテ一二生産ヲ奨メ民資ヲ濫蓄シ進ンデ地方發展ノ基ヲ立テントスル」⁽²⁶⁾政府の貯蓄奨励趣旨の受け皿となっている。しかし他面で、それが実行可能な農家経済合理化の一方法であり、この方法を産業組合活動の一環として実践することが、「村の経済機関」として農家および農村の経済秩序を

導くことであつたという現実は無視できない。また戊申詔書奉載を奨励しているとはいえ、これをもってただちに天皇制イデオロギーの末端担い手という解釈を貞五郎に適用することもできない。彼の生きる世界は、經驗的で具体的な家、部落そして村に他ならなかつた。そこに抽象的で客観的な社会観は未形成であり、したがつてこの村はさらに郡、県そして国家へと矛盾なく連携しえるものであつたとみるべきであろう。しかしながら貞五郎における当為は、来る世代に受容され難かつた。大整理直後に「戊申詔書記念、御慶、御即位記念：の諸貯金」⁽²⁷⁾が廃止されることになつたのがその端的な現れである。

真島村産業組合は小作関係にも関与した。その画期は村内に紛争が発生した一九二〇年にある。その時「組合総会に於て各大字より選出した三名の委員、村長、組合長を加えた五名より成る争議調停委員会が設けられ：種々の調停をし：その後紛争を見ることがない」。土地管理部は「地主の寄託を受け小作人に貸付年貢収納諸税代納の事務を行ひ地主小作人の協調」を、倉庫部は「運搬の仲立ち小作者代理収納」を行つた。小作料は「一月一〇日前後小作人は糶を持ち寄り、県の検査官、農業倉庫代表者、地主小作人相集まり、品位を定める」という集团的決定方法となり、個人的恣意性の排除を⁽²⁸⁾つうじて、組合が地主小作関係の客観化・事務化に役割を果たした。組合に小作争議未然防止・協調機能が備わつたのである。それは、産業組合が「村の経済機関」として村内諸階層の経済問題に⁽²⁸⁾応えようとする限りでの当然の帰結であるが、それというのも、地主・小作関係自体が、少なくとも問題化する局面では、個別相対性

を超えた村の経済問題として、組織的課題となるという村内の実態があつたためである。この実態については、貞五郎の存在を超えて、産業組合そのものが村の問題解決機関として自律化しつつあつたことが重視されねばならない。言い換えれば、大正中期にかけて組合リーダーシップの性格が属人的に替わり、経済環境の推移に添つて可变的な組織利害代表的な内容へと変化しつつあつた。

そこで中澤貞五郎に即して問題となるのは、明治期から大正前期にかけて産業組合リーダーシップが属人的であつたことの必然性ないしその意義である。まず確認しておくべきことは、産業組合制度発足の経緯である。柳田国男の講話に再び立ち戻ると、彼は次のようにも述べていた。

日本に於ては…法制を設けて後始めて組合を生じたようになってゐる、…要するに日本の産業組合と云ふものは予め大勢に備へん爲めに出来たものと云ふべきもので…斯の如き手続きを履むで組合を拵へたら最都合良く発達するであろうといふことを示したもので…全く自然の設立に托して置いた処が行々はアノ仕組に依つてやる外はなからうと思ひます…唯外国と異りまして聊かも産業組合の存立して居らない処へ持つて来て斯の如き細かい規定を置くようになったのは全く民間に於て充分に此産業組合の制度をお調べになつた方がない故であつて法規の主意は設立者に便宜を与ふると云ふ一点にあるのです²⁹

官製として発足した産業組合制度は、たとえその構想がすぐれて

いても、農村に設立の意志が発生しなければ現実には動き出すことはできなかつた。だから柳田は町村有力者たちに「他日各地方に産業組合の起ります時に其重なる役員のお占めなさらなければならん義務のお有りなさる」人物なのだから、「自分には余つて居つて人に足りない処の智力なり材料なりを出しまして他人を救つて云ふ事は…寧ろ義務であろう」と語りかけた。「農業地方では…大部分の人間は土着して居る」という生活条件のなかで、「他人の困窮して居るのを坐視して居る事は出来ない」という「惻隱の心」をもち、「私欲計りで満ちて居らぬ他人の爲に尽さうと云ふ義侠心に富んだ」人物に、柳田は産業組合の将来をかけた。しかも「組合の事業に由つて左迄利益を得る必要の無い人が加入して居ると云ふやうな傾き」は、かえつて大きな弊害をもたらすから、設立には「非常に慎重なる態度」をとるよう柳田は注意し、「先づ一番必要なものは産業組合を設立する処の人物」だと強調したのである。

産業組合制度の普及には、それに応えるような人物という主体的要因が不可欠であつた。第一に法制度をもつて出発したため、産業組合を必要とし、かつ理解し実践する人物が農村内部にいなければならなかつた。第二には、土着的な近隣関係を同制度により「連合」(先述)に向かわせるような人物の出現が必要とされた。「惻隱の心」や「義侠心」は、親族・近隣関係に絡み合つた地主小作関係・経済的格差といった周囲の現実に向けられるべきであり、同制度は、この心性を上層から引き出す契機となり、また同時にこうした周辺地域の改善の手段となりえるものであつた。柳田のこうした普及の展望は、それよりほぼ一〇年後の貞五郎の活動により、実現化の一つ

の事例を得るとみることができる。

むろんこの事例が展望どおりであったとはいえない。両者は、期待に応えた人物が存在したこと、およびこの上層農が自村の改善を同制度を手段として行ったということであつたことであらう。貞五郎は親族（同族）、部落そして村（行政村）を産業組合（「連合」する集団）として再編した。ここに地域集団としての全戸加入型産業組合が出現した。このように部落機能を取り込み、下層の経済観念育成機能ならびに村の問題解決機能をもった産業組合とは、協同組合が日本の村に適応する一つの型を示していると考えられる。それは協同組合を普及させるという、いわゆる上からの指導・奨励によつてではなく、村経済の発展要求が協同組合をそのための有効な手段として活用した結果に発生したという意味で、農村の内側から作り出した一つの型といえよう。また他面で、このように産業組合制度をつうじて、親族集団を内包する部落³⁰を基盤に統一化された村（行政村）が、近世から引き継がれた旧村（いわゆる自然村）の単なる延長線上にではなく、明治期固有の再編（近代化）の到達点に位置づけられることも看過できない。

一方、両者が異なるのは、貞五郎の行動が「惻隱の心」や「義侠心」といういわば上からの姿勢ではなく、共に地域と農業に生きる者としての共益意識に裏打ちされていたという点である。この差異は両者の時間の隔たりがもたらした。つまり貞五郎が自村産業組合再編に行き着くまでには、自ら先導的農業者としての転身の時間が必要であつた。またこの時間の経過のなかでは、土着的な近隣関係の「連合」が行政村を範域とする「村の経済機関」という明確な内

容を獲得した。ここには、あるいは柳田も予測しえなかつた、農業者の成長を基底とする産業組合の発展事例がある。またこの基底は、大正中期以降の産業組合の組織体としての拡充を可能にした要因であつた。リーダーシップの属人的性格は経済関係と人格の未分離な土着的な人間集団において成立する。この人間集団が農業者集団へと変化する過程では、市場関係に規定された農業者固有の経済関係が自律的に動き始める一方、集団運営にとり人格はもはや決定要因にはならない。これら一連の変化の論理を、産業組合指導者としての貞五郎の退却の実態が示している。

結びにかえて——小括——

産業組合制度という二〇世紀初頭に政府が蒔いた種は、農民に自らの生業に信用、販売、購買、利用という活動の種別があることを気づかせ、かつそれぞれにおいて協力することで、生業の経済的改善、合理化に向かおうとする意識を成長させえるものであつた。また産業組合は、商工業における資本主義の発達に対し、農民が小農経営に立脚して市場経済の変動のなかを生き抜いていくために、因習を超えて自ら経済主体としての内容を獲得するための手段ともなりえるものであつた。こうした意味で、産業組合は農村における経済主体の形成の分析という課題にとり極めて重要な位置を占めている。しかしこうした可能性に対し、農民たちが本格的に動き出すようになるまでには、さまざまな時間を必要とした。本稿は、そのために経過した一つの時間を対象に、なかでも一産業組合に生じた定

着と再編という対照的な事態の比較分析的視点からの検討をつうじ、そこにあつた人物の主体的要因の歴史的に動的な変化の把握を試みた。ここに至り、それが十分に果たされたとはいえないと思われるが、本稿の焦点を要約的に整理することでひとまず結びとしたい。

まず経済主体について一言すると、ここでは、近代農村において市場経済の発展に対応して自己変容を遂げる農業者についてこれを用いた。この農業者は、一九一〇年代から三〇年代前半にわたる産業組合の設立・定着と発展のなかで変容を遂げた。「大整理」は、この発展の必然的帰結であつたが、とくに農業者の成長が段階的に二つの異なる農業者のタイプを発生させていたことにより、少なくとも客観的には、これら両者の対抗という形態で行われた。すなわち「大整理」による真島村産業組合の全戸加入型から農業者利益集団型へと再編は、明治期農村に生じた地域リーダー型農業者の退陣と、それに替わる経営利害優位型農業者の台頭という対抗的構図をあらわにした。後者は大正中期以降の市場条件の変動を経つつ、資本主義の発達がますます鮮明化させる農業・農村経済の停滞感を跳ね除けるようにして出現したという意味で大正期農村の産物といえる。しかしともに農業者の成長過程に位置づけることができる。またともに産業組合を必要とし、また共益のための組合再編を行った。ただその必要性、共益の内容が異なつていた。前者は部落—行政村を統合的に再編・強化することにより「村の経済機関」を創出した。その共益意識が伝統的農村の再統合に向けられた点では、革新的であつたが、それは他面で価値軸が依然として村に根ざしていることをも示している。後者の共益は農業者の経営利害に根ざして

いた。だからこそ、非農業者や非農業者化しつゝあつた「下層」が整理対象となつた。昭和恐慌という極度の市場条件悪化のなかで、その利害関心はむき出しにならざるをえなかつたのである。しかし前者から後者へのリーダーシップの移行は、実は大正中期にはすでに始動してゐた。各種の農村問題改善・解決機関として産業組合は自律的機能を獲得しつゝあつた。その端的現れである小作料の集団的決定機能や小作問題調停機能により、村内の地主・小作関係は非人格化しつゝあつた。こうして村内の経済諸関係が事務化、機能化するなかでは、組合リーダーシップのあり方も変化せざるをえない。「大整理」の主体的要因を当該産業組合創設期まで遡ることにより明確になつたのは、農業者の成長を基底にそのリーダーシップが属人的性格から組織利益代表的性格に変化したことである。

〔注〕

- (1) 渋谷隆一「産業組合法の制定過程と意図」(斉藤仁編『日本資本主義の展開と産業組合』日本経済評論社、一九七九年)八頁。本文中、次の引用は同著九頁。また斉藤仁編の本著では、従来の産業組合研究成果が位置づけられ、整理されている。
- (2) 産業組合調査資料復刊委員会編集『産業組合調査資料 第八巻』御茶の水書房、一九八四年。以下、本章における引用は断りのないかぎり、本書所収の「第二次四種兼営組合に関する調査」のうち有限責任真島信用購買販売利用組合の部分(二〇六―二〇八頁)による。
- (3) 『長野新聞』(昭和二十一年一月二五日付け)。
- (4) 矢田鶴之助「本校の沿革に就て」(長野県更級農学校卒業生交友会

『更農 昇格記念号』大正一年所収)。なお同誌は中澤家所蔵。

(5) 以下①から⑥は同右『更農 昇格記念号』からの引用である。

(6) 一九二〇代以降になると、長野県の郡市村農会において品種別の種苗、苗木の共同購入が行われ、病虫害駆除奨励金制度があり、また各種の試験結果情報が郡市から村農会、村農会から農事小組合へ発信されている。『長野県史 近代資料編 第五卷(二) 農業』一三〇～一四六頁。

(7) 中澤貞五郎は明治四五年に真島村果樹組合を組織、その二年後には組合規約を作成している。ここにはリンゴ生産者だけが加入している。その事業内容は、主として技術改良と病虫害駆除にかかわるものであった。産業組合と特定農産物生産者の合同とは明確に区別されていた。後掲(9)の拙稿、一九九一年、二〇三頁以下参照。

(8) 『各県産業組合史料集成一五 長野県産業組合史(第一編)』不二出版、一九八九年(ただし『長野県産業組合史』は長野県農業会が一九四五年に出版した)、七〇六頁。

(9) 拙稿「明治期豪農の研究」(立教大学経済学研究会『立教経済学研究』第三九卷第三号、一九八六年)、「大正期耕作地主と小商品生産」(同、第四四卷四号、一九九一年)参照。

(10) 前掲、『長野県産業組合史(第一編)』二二一頁。

(11) 中澤家所蔵、『金銭出入帳』(明治二三～三三年)の集計結果による。

(12) 『長野県史 近代資料編 第五卷(一) 産業政策 産業団体』九六四頁。

(13) 平田東助の『産業組合法要義』(明治三三年)でも銀行と産業組合の差異が論じられている。ただし、その説明は、前者が「一般営利的社団等」として、社団等(銀行)自体の利益を図るのに対して、後者が「直接に組合員の利益を図るを以て目的とする」という受益

主体の差異に焦点をおいたもので、本質的論点としての小生産者合同の視点が不鮮明となっている。

(14) 柳田国男「産業組合に関する講話」(前掲『長野県史 近代資料編 第五卷(一)』所収)九一八、九一九頁。

(15) 『各県産業組合史料集成一八 長野県産業組合沿革誌』不二出版、一九八九年(ただし『長野県産業沿革誌』は産業組合中央会長野支会が一九二七年に出版した)一頁。

(16) 中澤家所蔵「苹果栽培来歴」。以下の引用も同じ。前掲拙稿参照。

(17) 前掲、『長野県産業組合史』四一四頁。

(18) 同右、四一一頁。

(19) 「全層組合」への本格的転化は、一般には一九二〇年代とされている。加瀬和俊「昭和恐慌と産業組合」(前掲、斉藤仁編著)六四頁。

(20) 長野県の一町村一組合主義について、その発端は一九一六年とされる。前掲『長野県産業組合史(第二編)』一五〇～一五四頁。

(21) 同右、一五〇頁。

(22) 大里忠一郎は、この講習会を農商務省が動き出した「最も鮮やかな指標」であるとともに「中央官庁が組織的な産業組合教育を実施した嚆矢」とみなしている。前掲、『長野県産業組合史(第二編)』二二三頁。またこの講習会は、「主管官庁である農商務省と、その意をうけた全国農事会が一体となって産業組合の普及につとめ」る一環であった。佐賀郁郎『君臣平田東助』(日本経済評論社、一九八七年)一〇八頁。

(23) 大日本産業組合中央会設立については、右記の農商務省・全国農事会による産業組合普及努力とは別に「それと競合するような新たな全国指導機関の設立」であり、平田東助による「あくまでも産業組合を政党に冒されない、山県有朋がつくりあげた『地方自治』の保

呈たらしめようとする狙いからであった」という解釈が示されている（佐賀、前掲、一〇八頁）。こうした両者の位置づけが、農村の産業組合のありかたにどのような影響を与えたかはにわかに判断しがたい。ここでは、ともに国家レベルの動きとして併記した。ただし、真島村産業組合における戊申詔書奉載など、平田固有の積極的な産業組合普及・拡充策は末端農村まで浸透しえた面が否定できない。しかし元来、平田が「産業政策上の観点からではなく」（同上、三二頁）、「内務官僚の支配」のため（二二頁）あるいは「政治戦略」（一〇三頁）として産業組合を位置づけていたことと、末端の農村産業組合が結果的にあたかもそれにそう形態で普及・拡充していたことをもって、平田の意図が農村に貫徹しえたとは即断できない。むしろここには、国政の論理と農村の論理がなぜ、いかに接合しえたかという問題が横たわっている。

(24) 「産業組合低利資金供給取扱要項」（明治四三年）前掲『長野県産業組合史（第一編）』五六四頁。

(25) 以下の事業概要については、前掲『長野県産業組合沿革誌』に掲載された同組合の「事業の現況」（六〇〇―六三頁）による。

(26) 明治四二年、通信、大蔵、内務の各大臣の長野県知事宛通牒。前掲『長野県産業組合史（第一編）』五六〇頁。

(27) 前掲「第二次四種兼営組合に関する調査」三四頁。本文中の続く引用文も同じ。

(28) 大正三年の愛媛県余土村産業組合を嚆矢としてその後全国各地に産業組合による土地利用事業（小作地管理、農地の一時所有など）の事例があったことについては、八木芳之助『農地問題の研究（一）—土地利用組合の研究—』（有斐閣、一九三九年）を参照。

(29) 前景、柳田の「産業組合に関する講話」九九一、九二頁。なお以下

の引用も同講話からのものである。

(30) 先述の平田東助や加納久宣子爵も実地に農村産業組合設置の指導を少なからず行った。往々にして地主・小作秩序の維持・安定策を組み込んだ産業組合の事例も多い。明治・大正期（一九一〇、二〇年代）の農村産業組合が経済的・政治的にもっていた意義は、組合類型の観点から今後さらにすすらるべき研究の余地は大きいと思われる。

（ふくだはぎの・文教大学教育学部教授）